

---

2015年4月2日(木)発行

---

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.1

---

株式会社スリー・シー・コンサルティング

---

- 1 会計ニュースダイジェスト(2015年3月)
- 2 特集1 決算短信「任意開示」の分析 個別財務諸表掲載会社は半数割る
- 3 ワンポイント開示会計問題演習 「連結貸借対照表」
- 4 特集2 2015年3月期決算のポイント
- 5 児玉厚の開示川柳「会計人 未来開示を 切り開け！」
- 6 編集後記

---

【PR】

---

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

---

1 会計ニュースダイジェスト(2015年3月)

---

1) 法人税法等改正が成立、公布(3月31日)

平成27年度税制改正に関する各種税法が可決・成立し、公布されました。

(官報)

<http://kanpou.npb.go.jp/20150331/20150331t00011/20150331t000110000f.html>

法人税等の税率が変更されましたが、3月31日に公布されたため3月31日決算の会社の場合、一次差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において改正後の税率を用いて法定実効税率を算定する必要があります。

また、税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額を注記する必要があります。

企業会計基準委員会(ASBJ)では今税制改正に伴う税効果会計の適用における法定実効税率の算定例を提示しております。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/minutes/20150306/20150306\\_index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20150306/20150306_index.shtml)

2) 日本取引所G、IPO に対する上場審査と監査を厳格化 (3月31日)  
(最近の新規公開を巡る問題と対応について)

最近の新規公開会社における不適切な取引事案の多発を踏まえ、  
上場審査の強化や上場申請会社役員等に対する啓発セミナー実施のほか、  
上場直後の大幅な業績予想修正に対する適切な開示や  
上場時期の集中緩和を要請しています。

あわせて、引受証券会社と監査法人等に対して協力を求めています。

<http://www.jpex.co.jp/news/1020/150331-02.html>

3) 金融庁、2015年3月期有報の留意事項と有報レビューを告知 (3月31日)

(1) 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について  
(平成27年3月期版)

今期新たに適用される開示制度等に関する事項(退職給付・役員の状況)や  
昨年の有価証券報告書レビューを踏まえた留意事項などです。

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150331-6.html>

(2) 有価証券報告書レビューの実施について(平成27年3月期以降)

今年の重点テーマとしては退職給付とセグメント情報を掲げていますが、  
法令改正関係審査はありません。

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150331-5.html>

4) 「金融商品」など新たに指定 IFRS に (3月30日)

2014年7月1日から2014年12月31日までの間に確定公表された以下の IFRS を  
新たに指定国際会計基準として指定しました。

- ・2014年7月24日公表：IFRS 第9号「金融商品」
- ・2014年8月12日公表：IAS 第27号「個別財務諸表」
- ・2014年9月11日公表：IFRS 第10号「連結財務諸表」他
- ・2014年9月25日公表：年次改善
- ・2014年12月18日公表：投資企業 (IFRS 第10号「連結財務諸表」他)

開示に関する取組み（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」他）

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150330-2.html>

5) ASBJ、自己株式等会計基準等を続々公表（3月26日）

（1）改正企業会計基準第 1 号

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等

2014年3月の財規改正により連結財務諸表作成会社について個別財務諸表の「自己株式に関する注記」の記載が不要になった中で、当該注記のみの開示を求める趣旨でないことを明確化しています。

例えば、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」では、「個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の注記を記載する場合には」と要件を限定しています。

\* 公表日以後最初に終了する事業年度の年度末より適用

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/kansoka2015/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kansoka2015/)

（2）改正実務対応報告第 18 号

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

のれんの償却（米国の非上場会社でのれんの償却が認められたことに対応）、少数株主損益（本年4月からの表示変更に対応）及び退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理に関する事項です。

なお、IFRS 第 9 号「金融商品」の対応（ノンリサイクリング処理など）については今後の検討課題として見送られています。

\* 原則として 2015 年 4 月 1 日以後開始連結会計年度より適用

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/zaigai2015/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zaigai2015/)

（3）改正企業会計基準適用指針第 25 号

「退職給付に関する会計基準の適用指針」

厚生年金基金及び確定給付企業年金の財務諸表の表示方法が変更されたことに対応して、退職給付関係注記（複数事業主制度）の記載内容を修正しています。

具体的には、「制度全体の積立状況に関する事項」について、従来の「年金財政計算上の給付債務の額」が

「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」に変更されましたが、意味するところは基本的に今までと変わりません。

\* 公表日以後最初に終了する事業年度の年度末より適用

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/taikyu2015/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu2015/)

6) 東証、決算短信・四半期決算短信作成要領等を改正 (3月26日)

「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴い  
連結財務諸表における「当期純利益」などの科目名が変更される関係で  
サマリー情報における科目名が変更されるものです。

\* 2015年4月1日以後開始連結会計年度より適用 (早期適用不可)

<http://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html>

また、同日に有価証券上場規程施行規則等も改正されています。

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html>

7) ASBJ、「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける  
借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第31号)の  
改正を公表 (3月11日)

本実務対応報告の公表時 (2014年6月30日) に未対応だった  
契約変更時の借手の会計上の取扱いを定めています。

すなわち、契約変更時にはファイナンス・リース取引か  
オペレーティング・リース取引かの再判定を行い、その結果  
オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引に  
変更される場合には、契約変更日より  
ファイナンス・リース取引として会計処理を行います。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/lease\\_2015/index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/lease_2015/index.shtml)

8) 金融庁とIFRS財団、タクソノミを公表  
(金融庁: 3月10日、IFRS財団: 3月11日)

金融庁タクソノミ (2015年版 EDINET タクソノミ) の改正は主に  
2014年3月28日の連結財規等改正に伴うもので、  
「非支配株主持分」「非支配株主に帰属する当期純利益」

「親会社株主に帰属する当期純利益」などが追加されました。

\* 2015年3月31日以後終了事業年度

(四半報半報は2015年4月1日以後開始事業年度)より適用

<http://www.fsa.go.jp/search/20150310.html>

IFRS財団もIFRSタクソノミ2015年版を公表しました。

<http://www.ifrs.org/Alerts/XBRL/Pages/The-IFRS-Foundation-publishes-the-IFRS-Taxonomy-2015-.aspx>

9) 金融庁・東証、コーポレートガバナンス・コード原案を確定(3月5日)

(～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～)

今後、東京証券取引所において関連する上場規則等が改正される一方で、このコード原案をもとにした「コーポレートガバナンス・コード」が制定されることになっています。

(金融庁)

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1.html>

(東京証券取引所)

[http://www.jpx.co.jp/news/1020/150305\\_nlsgeu000000nwah.html](http://www.jpx.co.jp/news/1020/150305_nlsgeu000000nwah.html)

— 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト

法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版

今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中!

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

## 2 特集1 決算短信「任意開示」の分析

---

決算短信の添付書類(サマリー情報以外の部分)には

「一律に記載を要請している事項」と「投資判断に有用な情報」があり、前者は必須開示ですが後者については上場会社の任意となります。

また、サマリー情報の「業績予想」や「個別財務諸表の概要」も必ず開示しなければならないものではありません。

上場会社はタイトな決算スケジュールで多様な開示書類を作成していますが、決算短信のこうした「任意開示」項目を実際にはどの程度開示しているのか、

連結会社の通期決算短信（2014年3月決算）を対象に調査いたしました。

決算短信の開示項目が現在のようなになったのは2011年3月期からですが、東京証券取引所ではその直後（2011年8月）に同様の調査を行っており、そのときとの比較も試みております。

### 1) サマリー情報

「連結業績予想」については、全体で97.1%の会社が開示していました（自由形式、レンジ形式表示を含む 後述の個別業績予想も同様）。業種別では「証券、商品先物取引業」が1割程度と非常に低いほかはおおむねどの業種も大半の会社が開示していますが、「鉄鋼」と「電気・ガス業」がやや低くなっています。

「個別財務諸表の概要」は全体で90.5%の会社が開示しており、2011年（91.2%）とほぼ変わりありません。また、持株会社（特定上場会社 以下同）でも82.7%が開示しています。

一方、「個別業績予想」については開示が全体で36.5%にとどまり、とりわけ持株会社では1割を割っています。電気・ガス業、銀行業、水産・農林業、建設業で開示率が高くなっています。

### 2) 定性的情報等

「利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当」は94.3%が開示しており、2011年（93.8%）とほとんど変わりありません。

「事業等のリスク」は52.3%で、2011年（54.1%）からほぼ横ばいです。業種別では電気・ガス業の大半が開示している一方で、銀行・保険業は12%程度にとどまっています。また市場区分別では、東証マザーズが78.7%と多くなっています。

「企業集団の状況」は76.1%で、2011年（81.4%）よりやや減っています。

### 3) 連結財務諸表注記

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」は3分の2の会社が開示していますが、2011年（79.4%）より減少しています。

一方、「連結貸借対照表（損益計算書他）関係」は2011年は9割を超えていましたが、2014年では40%台にとどまります。興味深いのは、連結包括利益計算書関係のみ30%台と他より低いことです。

それ以外は「有価証券関係」「税効果会計関係」がやや多いものの、2011年（25%前後）の約半分となっています。

#### 4) 個別財務諸表

「個別財務諸表本表」は、2011 年は 67.3%の会社が開示していましたが、2014 年は 49.6%と、半数を割りました。特に持株会社では 30%にとどまっています。

「個別財務諸表注記」は、何かしら一つでも開示しているのが 20%程度。持株会社では 12.8%でした。内訳としては、「継続企業の前提」が 15%（2011 年は 48.8%）、「重要な会計方針」が 7.4%（同 18.4%）などとなっております。

#### 5) その他

「生産、受注及び販売の状況」「役員の異動」とも 2011 年より減っています。

\* 詳細なデータはメルマガ読者にのみ公開しています。

---

#### — 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
今 3 月決算対応の 2015 年 3 月版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

---

### 3 ワンポイント開示会計問題演習

---

以下について、正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- 1) 通常会社では連結貸借対照表をいわゆる流動性配列法により表示するが、これは単なる会計慣行ではなく、連結財務諸表規則において強制されているものである。
- 2) 連結貸借対照表において、流動資産に係る繰延税金資産と流動負債に係る繰延税金資産は互いに相殺されるため、この両方が表示されることはない。
- 3) 流動資産に属する資産において、連結財規に掲げる項目に属する資産であっても、その金額が資産の総額の 100 分の 1 以下であれば、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。
- 4) 連結貸借対照表において、無形固定資産の「のれん」又は「リース資産」の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下である場合には、

「その他」に集約することができる。

- 5) いわゆる連結のれんは、連結財規に掲げる「のれん」とは別の科目として掲記しなければならない。
- 6) 連結貸借対照表において、法人税、住民税、事業税の未払額は、それぞれ「未払法人税」「未払住民税」「未払事業税」として掲記しなければならない。
- 7) 連結貸借対照表において、退職給付に係る負債は、どんなに少額であっても他の項目に属する負債と一括して表示することはできない。
- 8) 連結貸借対照表の負債の部には、流動負債及び固定負債以外の区分が表示されることがある。

\* 解答・解説はメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

---

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

---

#### 4 特集2 2015年3月期決算のポイント

---

3月決算の会社はいよいよ本決算を迎えました。

すでに留意事項等をご確認の上で準備を進められてきたかと存じますが、ここで念のため、今決算で気になるポイントを再確認しておきましょう。  
(以下、3月決算を前提に記述し、2015年3月期を「今期」としている)

##### 1) 退職給付関係

退職給付会計の新基準は基本的には前期より始まっていますが、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しなどについては原則として今期からの適用となります。

<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120921-3.html>

##### 2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い

今期から原則適用です。



[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/shintaku-pi/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/shintaku-pi/)

### 3) 企業結合等関係

企業結合に関する会計基準等の公表を踏まえて、企業結合に関する注記（取得による企業結合が行われた場合の注記）が拡充されます。早期適用される場合には以下の注記にご留意ください（原則適用は来期）。

- ・被取得企業又は取得した事業の内訳（対価の種類ごとに記載）
- ・主要な取得関連費用の内容及び金額を新たに記載

なお、同会計基準のもう一つの目玉「連結当期純利益等の表示科目変更」は来期の第1四半期からですので、こちらも準備を怠りなく。

<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140328-1.html>

### 4) 役員の状況

有価証券報告書「役員の状況」において、役員の男女別人数及び女性比率を新たに記載する必要があります。

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20141023-1.html>

### 5) 決算短信

「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の記載が義務付けられました。記載内容は、例えば、IFRSの適用を検討しているか（その検討状況、適用予定時期）などを記載することが想定されています。記載箇所は添付資料の「経営方針」の次です。

<http://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html>

### 6) 地方法人税創設に伴う連結納税制度に関する実務対応報告の見直し

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/renzei2014/index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/renzei2014/index.shtml)

### 7) 会社法施行規則等

事業報告の改正は原則として2015年5月1日以後終了事業年度から、（連結）計算書類は来期からの適用ですが、事業報告のうち「社外取締役を置くことが相当でない理由」のみは2015年5月1日以後に監査役の監査を受ける事業報告について適用されるので、通常は今期から（社外取締役がない場合には）記載することになります。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080119&Mode=2>

- 8)・リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い
- ・退職給付に関する会計基準の適用指針
  - ・連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い
  - ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等

「1 会計ニュースダイジェスト」でお知らせしたとおりです。

— 【PR】 —

---

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト  
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

---

## 5 児玉厚の開示川柳

---

\*児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による  
「開示川柳」をお届けしております。

「 会計人 未来開示を 切り開け！ 」

1996年から法定開示書類自動作成システムに着手して19年目になる。

商法大改正、会社法制定、EDINET開示制度、四半期開示制度、内部統制監査など色々な変化があった。

でも、いつも素朴な疑問があった。

「法定開示書類は本当に投資家のためになっているのだろうか？」

例えば、最も重要な財産である人財はオフバランスであり、投資家の最大の関心である将来の経営計画や経営戦略の記載はほとんどない。

今、非財務情報を含む「統合報告書」が注目されている。

「統合報告書」とは 財務情報に加え、経営戦略や企業統治、環境対策などをまとめた冊子。

1冊で経営実態を包括的に紹介し、長期の視点で会社を評価するための材料を網羅している。国際統合報告評議会（IIRC）がガイドラインをまとめ、普及に取り組んでいる。「アニュアルレポート」「CSR報告書」の名称も使われる。

日経新聞にこんな記事が掲載されている。

ー「統合報告書」の発行急増 非財務情報を手厚く  
昨年5割増 投資家との「対話」に備えー

財務情報に企業統治など「非財務情報」を加えた、統合報告書を作成する企業が増えている。2014年は東芝やNTTなど有力企業の発行が相次ぎ、発行社数は前年より約5割増えた。機関投資家の行動規範、日本版ステewardシップ・コードの導入などを背景に開示内容を手厚くし、投資家との「対話」に備えることで、企業価値向上につなげる。

温室効果ガス排出の削減状況について――。東芝は14年に  
アニュアルレポートの内容を拡充し、統合報告書として発行した。  
全82ページのうち、非財務情報の記述は約半分を占める。  
非財務情報について投資家の質問が増える中、  
「環境重視の経営などをアピールする」（広報・IR室）。

吉野家ホールディングスは衛生管理への取り組みや仕入れ食材の点検など  
「食の安全」対策を盛り込んだ統合報告書を作成した。

宝印刷などで構成するESGコミュニケーション・フォーラムによると、  
14年に統合報告書を発行した企業は142社と、前年比48%増えた。  
発行社数は今年以降さらに増える公算が大きい。  
住友金属鉱山は17年3月期から統合報告書を発行する方針だ。  
「権益を保有する鉱山での労働状況などで投資家の関心が高いため、  
取り組みを示す必要がある」（広報IR部）という。

背景には、日本版ステewardシップ・コードの導入や、企業に求められる  
行動規範であるコーポレートガバナンス・コードの策定がある。

14年から統合報告書を発行したフジクラは  
「(ステewardシップ・コードで)投資家との対話への要請が強まると  
予想され、開示内容の充実で備える」（コーポレート企画室）。  
NTTもステewardシップ・コードの導入が発行のきっかけのひとつだ。

アベノミクスでは、日本経済成長の原動力の一つに企業統治の改善を  
挙げる。

「安定した企業統治や環境規制への対応力が持続的な成長につながる」  
(大和総研の伊藤正晴主任研究員)からで、その判断材料として非財務情報の  
ニーズが投資家の間で高まっている。

非財務情報の充実度は株価形成にも影響し始めている。宝印刷が  
統合報告書を発行する主要100社の株価を指数化したところ、13年以降は

ほぼ一貫して東証株価指数（TOPIX）を上回った。  
今後この傾向が強まる可能性がある。

ニッセイアセットマネジメントは、統合報告書などから非財務活動の  
充実度を調べ、投資判断に活用している。

「情報がより深い統合報告書の方が、中長期的な成長力を判断しやすい」  
（井口譲二・株式運用部担当部長）という。

「米国では投資判断の約8割を非財務情報が占めている」  
（岡山商科大学の近藤一仁教授）との分析もある。

統合報告書の重要性は高まっているが、環境対策などの羅列で終わっている  
ケースもある。「非財務情報と成長戦略のつながりを具体的に説明できるか  
どうか」（法政大学の長谷川直哉教授）など、開示内容の工夫も今後は課題に  
なりそうだ。

（以上）

ディスクロージャー制度の目的である「投資者保護」は、「適正性」  
「適時性」「公平性」からなる。

「適正性」の観点から公認会計士監査制度や内部統制監査や経営者確認書が  
ある。

「適時性」の観点から決算早期化要請や四半期開示制度がある。

「公平性」の観点からインサイダー取引の禁止がある。

開示制度は、一貫して厳格化の方向で推移してきた。

でも、そもそも企業が成長し、証券市場が発展し、国富を生み出して  
行かなければ国民の幸せには繋がらない。

会計人は過去の財務諸表だけではなく、未来の財務諸表に目を向け、企業の  
成長のために、経営者の良きパートナーになって行くべきではないだろうか。

もし、そういう方向になれば、多くの会計人が上場会社の社外取締役や  
社外監査役に選任される時代が来るだろう。

会計業界をもっと夢のある世界に行きたいものだ。

<今日のほっと川柳>

「 会計人 未来開示を 切り開け！ 」

— 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト

法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版  
今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中！  
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

---

## 6 編集後記

---

初めまして。私は株式会社スリー・シー・コンサルティング 企画室の  
高橋幹夫と申します。

このたび、児玉厚より開示会計メルマガの主筆を引き継ぎました。  
法定開示書類を正確に作成するための「開示会計」を読者のみなさまと  
一緒に創り上げてゆくという、児玉厚の思いを継承し、  
会計人の夢と誇りを拡大する手がかりになればいいなと思っております。

私は電気機器メーカーの経理担当を経て現職にたどり着いたのですが、  
先日、その前職の方と15年ぶりにお会いしました。  
事業内容や組織は自分のいた頃と大同小異ですが、驚いたのは自分と同課で  
2年後輩の女子社員が現在タイの子会社にいるということでした。

メルマガに限らず、思いを正しく伝えるのはなかなか難しいのですが、  
正確、公平かつ公正な記述を心がけてこれから配信を続けていく所存です。

今後ともよろしく願いいたします。

— 【PR】 —

---

- \* 2008年3月の発売から今年で8年目を迎える  
スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト \*

法令適合性と数値整合性の両面からチェックし、訂正防止に万全を図ります。

2015年3月版は企業結合注記、有報役員の状況（男女別人数及び女性比率）、  
短信（会計基準の選択に関する基本的な考え方）等最新改正を含めリリース。

有報（短信含）54,000円 四半期・会社法各43,200円（いずれも税込）

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

---

---

メルマガの登録変更及び購読解除について

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、  
以下のアドレスより手続きをお願いします。

(登録情報のご変更)

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

(購読解除)

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

---

メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

---

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、  
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

[kaijikaikei@3cc.co.jp](mailto:kaijikaikei@3cc.co.jp)

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画室)

---

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階

URL : <http://www.3cc.co.jp/>

---

Copyright (c) Three C Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved.